

令和6年11月から 児童扶養手当所得制限限度額表

(単位：円)

扶養親族等の数 (人)	本 人				孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000
1人につき	加算380,000		加算380,000		加算380,000	

◎所得額には養育費の8割が加算される。

1. 上記制限限度額に加算できるもの

本 人	老人扶養親族・老人控除対象配偶者	100,000円加算 (1人につき)
	特 定 扶 養 親 族 16歳以上19歳未満の扶養親族	150,000円加算 (1人につき)
扶養義務者・孤児養育者	老人扶養親族	※60,000円加算 (1人につき)

※については、扶養親族が2人以上で、うち老人扶養親族がある場合のみ加算。

2. 所得から控除できるもの

諸 控 除	控除金額
社会保険料相当額	80,000円
給与・公的年金等の所得の合計額から控除	100,000円
障害者控除・勤労学生控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
※注1 ひとり親控除 (母又は父を除く)	350,000円
※注1 寡婦控除 (母を除く。父は対象外)	270,000円
配偶者特別控除	当該控除額
雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除	当該控除額

※注1 支給申請者 (養育者を除く) は対象外。